

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成31年3月31日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市条例第22号

鳥取市介護保険条例の一部を改正する条例

鳥取市介護保険条例（平成12年鳥取市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項中「平成30年度」を「平成31年度」に、「35,100円」を「29,250円」に改め、同条に次の2項を加える。

3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「29,250円」とあるのは、「43,875円」と読み替えるものとする。

4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成31年度から平成32年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「29,250円」とあるのは、「56,550円」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の鳥取市介護保険条例の規定は、平成31年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。